

JESC V0001 (2019)
日本電気技術規格委員会

電気技術規程
発電編

風力発電規程

(Wind Turbine Generator Code)

J E A C 5 0 0 5 - 2 0 1 9

[2024年 追補版]

一般社団法人日本電気協会
発電専門部会

『風力発電規程 JEAC 5005-2019 (JESC V0001(2019))』の 一部改定について（お知らせ）

一般社団法人 日本電気協会
発電電専門部会

第 123 回日本電気技術規格委員会（令和 6 年 2 月 20 日開催）において、電気設備に関する技術基準を定める省令及び、電気設備の技術基準の解釈の改正に伴う事業用電気工作物のサイバーセキュリティの確保」に関する改定をいたしました。

（改定の趣旨，目的及び内容）

令和 4 年 6 月 10 日付けの「電気設備に関する技術基準を定める省令」の第 15 条の 2 及び、「電気設備の技術基準の解釈」の第 37 条の 2 の第三項において、従前から義務付けられていた電気事業の用に供する電気工作物のサイバーセキュリティの確保に加え、自家用電気工作物のサイバーセキュリティの確保が新たに義務化されました。

「風力発電規程」の適用範囲は、「この規程は、風力発電所施設する事業用電気工作物を対象に規定したものである。」としており、これまでの電気事業の用に供する電気工作物に対するサイバーセキュリティの確保について、「第 4-16 電力制御システム等の保護」に規定していましたが、今般の法改正により自家用電気工作物まで義務化されたことを受け、自家用電気工作物を含む事業用電気工作物のサイバーセキュリティの確保として「第 4-16 電力制御システム等の保護」の見直しを行いました。

（改定内容）…下線赤字部分が改定箇所（文字修正，追加，削除）です。

第4章 風力発電所等の監視制御方式及び計測・保護装置

第4-4節 保護装置

【314頁】

第4-16条 電力制御システム等の保護

電力制御システム等のサイバーセキュリティ確保のための適切な措置を講ずること。

〔技術基準〕との関係

〔電技〕第15条の2（サイバーセキュリティの確保）

〔電技・解釈〕第37条の2（サイバーセキュリティの確保）

〔解説〕

経済産業省が平成25年度に実施した「次世代電力システムに関する電力保安調査」では、電力の安定供給に影響を与えたサイバーセキュリティインシデントは発生しておらず、従来の対策は一定の評価がされたものの、今後は事業環境変化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の検討が必要とされた。

また、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会電気設備自然災害等対策ワーキング中間報告書（平成26年6月）では、サイバーセキュリティガイドラインの策定が提言された。更に、平成27年6月の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（第10回）において、今後更なるIT技術の高度化や電力システム改革の進展により、外部通信ネットワークとの相互接続機会の増加が見込まれるところ、これにより、セキュリティリスクの蓋然性は高まることが見込まれる等の指摘があった。その上で、サイバー攻撃等による電気設備の事故等の未然防止対策が重要な課題であり、サイバー攻撃等を新たな外生的脅威（リスク）と捉え、電気事業法体系下の保安規制に組み入れて制度的に担保されるべきことが確認された。これを受け、電気工作物におけるサイバーセキュリティの確保に関する条文が〔電技〕に追加された。

その後、令和3年12月の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会（第26回）において、諸外国においては製鉄所等の産業施設へのサイバー攻撃が発生し、大規模な被害が生じており、また、電気保安分野におけるスマート化の進展にあわせて自家用電気工作物においてもサイバーセキュリティの確保が重要となっていることから、自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）についても技術基準に基づくサイバーセキュリティの確保を義務づけ、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」の遵守に関する条文が〔電技〕追加された。